

令和7年度第1回岡崎市子ども・子育て会議 議事録

日 時：令和7年8月1日（金）13：30～15：15

場 所：岡崎市役所西庁舎7階 701号室

出席委員：15名

小原倫子（会長）、鈴木渉、相川英里、石川基司、内藤智宣、
花田直樹、木村聡、川本祐二、門田郁子、山崎信貴、堀内健一、
成瀬眞佐子、井戸摩里、斉藤啓司、前田辰彦

欠席委員：2名

吉川美里

傍聴者：なし

1 開会

2 議題

- (1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について
- (2) 小規模保育事業の利用定員について
- (3) 「おかざきっ子 育ちプラン」の進捗状況について

3 その他

4 閉会

《主な質疑、意見など》

議題1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

事務局から説明（資料1）

- 委員： 条件なしで誰でも受け入れてもらえるのでしょうか。
- 事務局： 既存の保育のように就労要件や保育認定は問われていないので、岡崎市にお住いで保育園等を利用していない方が利用できます。
- 委員： どんな時間の使い方をしてもいいのでしょうか。
- 事務局： 制度の実施方式として定期利用・柔軟利用がありますが、岡崎市においては定期利用という方式で実施することを想定しています
- 委員： 令和8年4月からの開始とのことで、園側も年度替わりで負担の多い時期と重なる点が心配だと感じました。
- 委員： 月の利用可能枠が10時間ですが、なぜこんなに短いのでしょうか
- 事務局： 国の制度設計上の利用可能時間で、令和8年度からそのまま実施されるかどうかは国の指針に変更があるかもしれませんが、現段階では10時間での実施を想定しています。
- 委員： こども誰でも通園制度という割に月10時間では短すぎだと思います。
- 委員： 10時間というのはこども1人に対してでしょうか。2人の場合はどうなるのでしょうか。
- 事務局： 1人あたり10時間です。
- 委員： 定員7名というのは1日あたりでしょうか
- 事務局： 同時にお預かりできるのが7名ということです
- 委員： 差し支えなければ実施予定の2園を教えてくださいませんか
- 事務局： 現在検討中です
- 委員： とてもいい施策だと思うのですが、2園というのは少なく感じます。中心地＋αとするとなかなか預けに行きにくいので、利用者数や量の見込みから算出するのではなく、学区や地域から算出するのがあるべき算出方法なのではないかと思いました。
- 委員： 先行して実施している自治体はあるのでしょうか。
- 事務局： 給付制度として全国一律に実施されるのが令和8年度からです、先行して試行事業として独自に実施している自治体があり、利用者数や利用率などを参考にして岡崎市の対象児童数にあてはめて算出しています。
- 委員： 岡崎市と同規模の自治体を参考に行っているのでしょうか。
- 事務局： ある程度大きな自治体の事例を参考にしています。

委員： 本来の趣旨として、家庭と異なる他の子との関わりを多くするという狙いであれば、在園児との関わりにより意義が成せますが、時間数や一時預かりという扱いで、預け方や他児との関わりについて、どういう観点で保育をしていけばいいか分からない部分が多いので明確にしていただけると良いと思いました。

事務局： 実施方式に一般型・余裕活用型とありますが、一般型でも既存の園児との交流等によって子の成長を促すという制度の趣旨もありますので国の手引きに沿って実施していきたいと考えています

委員： こども誰でも通園制度と一時預かり保育を混同されているような質問もありましたので、整理して説明していただけるといいのですが、孤立した育児の支援を強化する制度と認識していますが、岡崎市は預かり保育を提供するということですか、それとも、親子通園を想定されているのでしょうか。

事務局： 保護者同伴での利用も想定されていますが、国の指針では恒常的に行われることは望ましくないとされていますので、お子さんの状況や保護者、利用方式を相談しながらどういった利用がいいのか決めていくことになると思います

委員： 孤立した育児の支援ならばこの制度の周知方法をどのように考えているのでしょうか。

事務局： 関係機関を通して制度を確実に周知し、いろいろな環境の方にご利用いただけるような状況にしていくことが必要と考えています。

委員： 今後、公立2園から私立保育園や幼稚園に拡大する予定はあるのでしょうか。

事務局： 給付制度の単価や利用者負担額など事業実施の判断となる材料が少ないため、まずは公立園でスタートし、令和8年度のニーズや利用状況を見て、私立園を含めた実施の拡大検討を進めていきたいと考えています。

委員： 5時間開所ですが、給食も提供するのでしょうか。

事務局： アレルギー等のリスクもあることから、現時点では予定していません。

委員： 利用対象者が6か月から3歳となっていますが、医療的ケア児や特性のあるお子さんも利用対象とお考えでしょうか。

事務局： 制度上除外するものではありませんが、実際の実施園、岡崎市の医療的ケア児を受け入れできる園が限られていることや、保育士・看護師の配置状況などから、現実的に難しいことが想定されますが、園と相談して決めていくことになると思います。

委員： 配慮が必要な子などが除外されてしまう可能性がないか心配ですが、

申請しても落ちてしまうことはないですか。

また、利用予約はどういったシステムで、利用しやすいシステムなのでしょうか。

事務局： 利用にあたっては面接が必要となりますので、安全にお預かりできるお子さんかどうか相談させていただき決定することになります。

利用予約システムについては、令和8年度から全国で実施されるにあたって、国が統一のシステムを開発しています。国のシステムを利用するかどうかは自治体に委ねられていますので、今年度中に検証し、利用できるようであれば岡崎市も活用していきたいと考えています。

委員： 運営上日々イレギュラーな事が起こることが予想されますが、人的配置の面で、保育士以外に運営や業務をサポートするスタッフの配置は想定されているのでしょうか。

事務局： 給付制度なので、事業者がどうするか判断することになります。

委員： 申請から施設の利用までにどれくらいの時間がかかるのかでしょうか。

事務局： まだ分かりませんが、検証していきたいと思います。

委員： 一人1時間当たりの国からの給付はいくらもらえるのでしょうか。コストに見合うも適正なものであれば、と感じました。

事務局： 給付単価は、令和7年度の試行事業では1人あたり900円から1,300円ですが、単価が変わるかどうかは国において議論されているところです。

委員： 岡崎市として利用率3%、実施園2園は適正なのか。2園が確定ならば認知方法が重要ですので、今後、岡崎市として認知の方法をどのようにしていくのか考えたほうがいいのではないのでしょうか。

会長： 岡崎市の自治体規模に対して今回の算出方法と園の数が妥当なのかどうかという意見がでましたが、次回の2月の会議で検討して再提案されるのか、それとも、令和8年4月から実施してみて課題を洗い直すのか、方向性が分かればお示し願います。

事務局： 同規模の自治体の先行事例から算定するとこれくらいの率でいけるのではないかと考えています。2月に改めて提示させていただきますが変わらないかもしれません。

会長： 他にご質問がないようですので、次の議題に移ります。

議題2 小規模保育事業の利用定員について

事務局から説明（資料2）

会 長： ただ今の事務局の説明について委員の皆様からご質問等ありましたらお願いします。

(質疑なし)

会 長： ご質問等ありませんでしたので、本会議の意見をまとめたいと思います。皆様にお諮りします。小規模保育事業の利用定員については適当と認めるということによろしいでしょうか。

(発言なし)

異議なしと認めますので、岡崎市長に報告いたします。

議題3 「おかざきっ子 育ちプラン」の進捗状況について

事務局から説明（資料3）

委 員： 放課後健全育成事業ですが、矢作学区の中で矢作北小だけ高学年の利用者と待機児童数が0人の理由について教えてください。

事務局： 児童育成センターの高学年の利用申し込みですが、当初は申請がありましたが、待機するかどうか確認したところ取り下げられたためです。

委 員： 取り下げた場合は待機にはあたらないということですか。

事務局： その他の施設（自宅）での保育となり待機児童数には含まれません。

委 員： 学区こどもの家の放課後こども教室ですが、冷房がないとか、施設の老朽化などでこどもたちが思うように遊べない状況ですが、小学校の教室の利用などの方向性があれば教えてください。

事務局： 学区こどもの家につきましては、庁内の「公共施設等マネジメント推進会議」において、今後は建て替えを計画せずに、公有財産の集約化を検討するという方針が出されています。その方針に従い、学区内の小学校や市民ホームの集約化の検討を始めているところです。

委 員： 放課後のこどもたちの居場所がないとか、暑すぎて外に出られないとか、下校中に熱中症で倒れてしまうなどの話もありますので、是非、進めていただければと思いますのでよろしくお願いします。

委 員： 病児・病後児保育についてですが、2024年度に病後児保育が極端に少なかった理由を教えてください。

病児保育は年々需要が増えているようですが、現在は南部に1か所で、岡崎市として足りていると思っているのか、それとも何か計画があるのか教えてください。

事務局： 病後児保育の利用減ですが、今までも年々ばらつきがあるのですが、

同じ方が繰り返し利用しており、特定の方が使われなくなったためです。

病児保育は年々増加しており、潜在的なニーズもあると捉えており、拡大を視野に入れて検討しています。

委員： 多様な事業者の参入促進・能力活用事業ですが、事業者はどうやってこの事業を知って、どうやって申請しているのでしょうか。

また、多様な事業者はどのような活動をしているのか教えてください。

事務局： 市のホームページに掲載していますし、全国的に同じような事業が展開をされていますので、それぞれのグループ内で情報共有されることもあろうかと思います。

5施設ですが、「森のようちえん」で、自然体験活動をしています。

事業者が適合審査を市に申請し、条件があれば助成対象となり、利用した保護者が申請し、助成する流れになります。

委員： 児童育成センターは4年生から利用できないときいたことがあります。利用希望があり、定員に空きがあれば入れるということでよいのでしょうか。

事務局： 児童育成センターは、1年生から6年生までの親の就労状況により入所判定を行います。4月1日入所の一斉申し込みの際は低学年が利用しやすいような評価点となっています。高学年も申請は出せますが、待機児童となった場合は学年に関係なく優先度の高い子から入所できます。

会長： 他にご質問がないようですので、以上で本日の議題を終了します。

閉会（15:15）